

10月1日から障害者虐待防止法が施行

障がい者への虐待を防ぎましょう

障がい者への虐待は絶対にあってはならないことですが、周りの人や障がい者本人が虐待と認識できていない恐れもあります。町では、虐待の予防や早期発見、早期対応を図るため、相談窓口の充実に努めています。一人で抱え込まずにお気軽に相談窓口を活用してください。

▽障害者虐待防止法と

は

虐待によって障がい者の権利や尊厳が脅かされることを防ぐ法律です。また障がい者の家族などの負担軽減に関する支援についても定められています。

▽対象

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）のある人

▽虐待の種類

・家族などによる虐待 障がい者の世話や金銭管理などを行う家族や同居人などによる虐待
・支援者による虐待 障がい者支援施設や障害福祉サービス事業所の職員などによる虐待
・雇用主・同僚などによる虐待 障がい者を雇用する人や職場の同僚などによる虐待

▽虐待となる行為

・身体的虐待 障がい者に暴行を加える、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること
・性的虐待 障がい者にわいせつな行為を強要すること
・心理的虐待 障がい者を侮辱

すること、拒絶するような言葉や態度で、精神的苦痛を与えること

・ネグレクト 食事、入浴、洗濯、排せつなど必要な世話や介助をせず、障がい者の心身を衰弱させること

・経済的虐待 同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使うことや、必要な金銭を理由なく与えないこと

▽通報義務

障がい者虐待に気づいた人は、速やかに通報する義務があります。通報者のプライバシーは厳守します。

◇相談（通報）窓口

・NPO法人宮古圏域障がい者福祉推進ネット（レインポネット・☎71-1245）
※午前9時～午後6時。年末年始除く

・障がい者110番（平日・日中）☎019-639-6533、【土・日、祝日、夜間】☎090-22277-3456

◆通報窓口・問い合わせ

町健康福祉課地域福祉係（☎82-3111内線151）へ。

季節性インフルエンザ 予防接種の料金を助成

町では、季節性インフルエンザの予防接種費用の一部を助成しています。皆さんどうぞご利用ください。

◎中学生以下の助成

日本ユニセフ協会が実施するインフルエンザ予防接種支援事業を導入し、来年2月28日までの間に予防接種を受ける生後6カ月以上中学生以下の方を対象に接種費用の一部を助成します。

▷助成金額 1回につき2,000円（2回接種である13歳未満の場合は合計4,000円）

※助成金額を超過する費用は自己負担となります。

▷接種医療機関 うらべ内科クリニック、後藤医院、近藤医院

▷持参する物 母子健康手帳

※町外で接種する場合は、医療機関で費用の全額を支払った後、助成の手続きが必要です。来年3月15日

までに印鑑と領収書、母子健康手帳、預金通帳を持参し、町健康福祉課へお越しください。

◎65歳以上の方の助成

65歳以上の方を対象に、本年12月末日（各医療機関の最終営業日）まで、接種費用の一部（1,500円上限）を助成します。接種を希望する方は事前に下記の医療機関へお申し込みください。なお、町外での接種を希望する場合は、事前に接種依頼書などの発行手続きが必要となりますので、町健康福祉課窓口へお越しください。

▷対象 接種日時時点で65歳以上の人

▷接種医療機関 県立山田病院仮設診療所、うらべ内科クリニック、後藤医院、近藤医院

▷自己負担額 1,500円

※県立山田病院および町外の医療機関では料金が異なりますので、各医療機関へお問い合わせください。

▷持参する物 老人健康手帳または健康手帳

◆問い合わせ 町健康福祉課健康管理係（☎82-3111内線142）へどうぞ。

